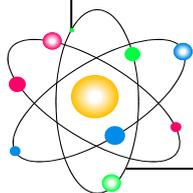




住信 年金情報



# PENSION NEWS

(平成23年7月14日)

年金信託部

この度の東日本大震災における被災地域の基金様、並びに被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

## 【厚生年金基金・確定給付企業年金】 財政運営基準等の見直しに関する パブリックコメントの手続き開始

本日、厚生労働省から『「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正に関する意見募集について」(\*)が公開されました。8月15日までの間、一般からの意見が受け付けられます。

(\*)<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495110161&Mode=0>

なお、[平成23年7月11日配信のPENSION NEWS](#)にてご案内しました推測とは内容が一部相違しております。

内容は以下のとおりです。

### I. 改正の趣旨

企業年金の制度運営については、これまで、より適切かつ円滑に実施できるよう多くの改善要望を受けている。また、市場の短期的変動が拡大する中で、昨今の金融危機以降、企業年金の財政運営について様々な課題が指摘されているところである。

このため、このような要望や課題を踏まえ、企業年金の制度運営の効率化や財政の健全化を図る観点から、以下の通り見直しを行う。

## Ⅱ. 具体的な改正内容

| 項目                            | 対象制度                   | 施行期日       | 概要                    |  |
|-------------------------------|------------------------|------------|-----------------------|--|
| <b>1. 制度運営の効率化の観点から改正する事項</b> |                        |            |                       |  |
| (1)                           | 財政再計算時期の見直し            | 厚年基金       | H24年度決算・財政検証から        | 基礎率を見直して行う財政計算(厚生年金保険の財政の現況及び見通しの作成に伴う免除(代行)保険料率の見直しを除く。)についても、財政再計算と定義する。<br>基金の財政再計算に伴う免除(代行)保険料率の見直しは行わないこととする。           |
| (2)                           | 特別掛金率の計算方法の見直し         | DB<br>厚年基金 | 公布日                   | 加入者数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで特別掛金率を計算することを可能とする。   |
| (3)                           | 過去勤務債務の償却方法の見直し        | DB<br>厚年基金 | 公布日                   | 厚生年金基金において、段階引上げによる過去勤務債務の償却のために課せられている「選択一時金の休止」及び「許容繰越不足金の制限」の要件を廃止することとし、厚生年金基金と同様に、確定給付企業年金においても段階引上げによる過去勤務債務の償却を可能とする。 |
| (4)                           | 確定拠出年金への一部移行に伴う一括拠出の緩和 | DB<br>厚年基金 | 公布日                   | 確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の範囲を、移換者の移行部分に係る積立不足に限定する。  |
| (5)                           | 脱退一時金における一時金換算率の要件緩和   | DB         | 公布日                   | 老齢給付金支給要件以外の要件を満たすものに支給する脱退一時金の上限額の算定に用いる割引率を、給付額の計算に用いる据置利率とする。   |
| (6)                           | 選択一時金における一時金換算率の要件緩和   | DB<br>厚年基金 | 公布日                   | 一時金の上限額の算定に用いる割引率を、一時金選択時または老齢給付金の支給要件を満たした時点の下限予定利率のいずれか低い率とする。   |
| (7)                           | キャッシュバランスプランにおける指標の弾力化 | DB<br>厚年基金 | 公布日                   | キャッシュバランスプランにおける再評価率の指標として、一定の上下限(下限は零以上とする。)を付した市場インデックス(東証株価指数等)の使用を可能とする。   |
| (8)                           | 制度終了時における残余財産の優先分配の追加  | DB         | 公布日                   | 制度終了時における残余財産を分配する際に、掛金を負担した加入者について優先的に分配することを可能とする。   |
| (9)                           | 申請書類の簡素化               | DB         | 公布日                   | 申請時における次の書類を提出不要とする。<br>①規約型企業年金の承認申請、統合の承認申請、分割の承認申請における「加入者となる者の数を示した書類」<br>②「業務委託に関する書類」                                  |
| (10)                          | 業務報告の簡素化               | DB<br>厚年基金 | H24年度決算・財政検証から<br>(※) | 確定給付企業年金の事業報告書について、以下の記載項目を廃止する。<br>①全実施事業所の被用者年金被保険者等の数   |

|      |                        |        |     |  |
|------|------------------------|--------|-----|--|
|      |                        |        |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>②業種</li> <li>③給付状況の新規裁定者の件数</li> <li>④掛金拠出状況の納付決定額のうち加入者負担分及び納付決定対象加入者数</li> <li>⑤年金通算状況の金額及び参入した期間</li> <li>⑥業務委託状況</li> <li>⑦福祉事業の状況</li> <li>⑧適格退職年金からの移行状況及び代行返上時の給付減額</li> </ul> <p>厚生年金基金の業務報告書について、以下の①から③の記載項目を廃止し、④の記載項目を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①掛金徴収状況の徴収決定済額のうち加入員負担分</li> <li>②離婚分割状況</li> <li>③適格退職年金からの移行状況</li> <li>④掛金拠出状況（月別）</li> </ul>   |
| (11) | 代表事業主による申請手続き          | 規約型 DB | 公布日 | 複数の事業主が共同で実施する規約型企業年金において、代表事業主を設けて新規規約や規約変更等の承認申請を行うものとする。  |
| (12) | 届出事項の拡大等               | DB     | 公布日 | <p>次の事項の規約変更を届出とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業主の増加又は減少に係る場合の事業主の名称・住所</li> <li>②実施事業所の増加又は減少に係る場合の実施事業所の名称・所在地の</li> <li>③加入者が掛金を負担する場合の掛金の拠出に関する事項</li> <li>④加入者が掛金を負担している場合の事業年度その他財務に関する事項</li> <li>⑤権利義務承継に関する移転確定給付企業年金・承継確定給付企業年金、脱退一時金相当額の移換に係る移換先確定給付企業年金及び厚生年金基金の給付の支給に関する権利義務を移転する際の厚生年金基金の名称</li> <li>⑥給付に関する軽微な変更（条ずれ等、実質的な変更を伴わない場合）</li> </ul> <p>次の届出不要事項については、労働組合等の同意を不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦委託に係る契約に関する事項</li> </ul> |
| (13) | 支払終了企業年金の制度終了後の残余財産の取扱 | DB     | 公布日 | 全ての受給者に対して年金又は一時金の支給を完了し、また、新規に加入者が生じない確定給付企業年金（「支払終了企業年金」）について、制度終了後の残余財産の取扱を規約記載事項とする。   |

## 2. 財政の健全化の観点から改正する事項

|     |                |            |                                |  |
|-----|----------------|------------|--------------------------------|--|
| (1) | 財務諸表の簡素化・透明化   | DB<br>厚年基金 | H24 年度<br>決算・財政<br>検証から<br>(※) | 財務諸表における数理的評価等の調整科目を廃止する。<br>資産側の特別掛金収入現価と負債側の数理債務を一つにまとめ、責任準備金として計上する。  |
| (2) | 積立状況の的確な把握     | DB<br>厚年基金 | H24 年度<br>決算・財政<br>検証から<br>(※) | 決算日時点の債務と資産の状態を的確に把握するため、継続基準の財政検証においても、時価基準の純資産額を用いて検証することとする。ただし、財政計算上の留保要件、資産評価等についてはこれまで通りとする。   |
| (3) | 非継続基準の見直し      | DB<br>厚年基金 | H24 年度<br>決算・財政<br>検証から<br>(※) | 平成 23 年度で終了する非継続基準の積立不足に伴う掛金の抛出に係る経過措置(積立基準を最低積立基準額の 90%)に対する激変緩和措置として、平成 24 年度(積立基準 92%)から 2%ずつ引き上げ、平成 28 年度に 100%とすることとする。<br>非継続基準における回復計画を用いた掛金抛出については、廃止することとする。ただし、適格退職年金からの移行時に回復計画を用いた掛金抛出をすることとしている確定給付企業年金については、経過的に、平成 28 年度までは回復計画による掛金抛出を可能とする。 |
| (4) | 指定基金の指定要件等の見直し | 厚年基金       | H23 年度<br>指定分<br>から            | 指定要件に「直近の決算において、積立金が最低責任準備金の 8 割を下回った基金」を追加する。<br>健全化計画における最低責任準備金の予測に用いる利率は、厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りを下回らないものとし、基金の年金資産の見通しに用いる利率は、基金の運用実績の過去 5 事業年度平均又は計画作成時における最低積立基準額の算定利率のいずれか大きい率とする。また、加入員数は、過去 5 事業年度の実績を用いて適切に見込むこととする。                          |

(※) 確定給付企業年金については、平成 24 年 3 月 31 日を含む事業年度の翌事業年度における決算・財政検証から

以上